鳥取県公報

平成15年12月19日(金)
第７５４６号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ 告　示　生活保護法による医療機関の指定（759）（福祉保健課）…… 1
生活保護法による介護機関の指定（760）（〃）…… 1
生活保護法による介護機関の変更の届出（761）（〃）…… 2
土地改良区の定款の変更の認可（762）（耕地課）…… 2
国土調査の成果の認証（763）（〃）…… 2
保安林の指定施業要件の変更予定（764）（森林保全課）…… 3
◇ 公　告　鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（環境政策課）…… 3
◇ 調達公告　公募型指名競争入札の実施（５件）（管財課）…… 4

告　　示

鳥取県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の２の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

名　　称	所　在　地	指定年月日
いわい歯科	鳥取市朝月21－４	平成15年10月21日
有限会社しもだ薬局	鳥取市叶283－３	平成15年10月22日
ウェルネス薬局角盤店	米子市角盤町三丁目84	平成15年11月28日

鳥取県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の２の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

名　　称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社はせがわ薬局	鳥取市徳尾405－22	はせがわ薬局	鳥取市徳尾405－22	居宅療養管理指導	平成15年９月３日
有限会社マイシン測量	米子市永江455	時の里デイサービス	境港市福定町49－１	通所介護	平成15年11月19日
特定非営利活動法人のんびり小町	八頭郡智頭町大字毛谷53－２	在宅援助ホームなでしこ	八頭郡用瀬町大字別府84－１	〃	平成15年11月20日
有限会社平福薬局	西伯郡中山町田中758－10	ひらふく薬局八橋店	東伯郡東伯町大字八橋1703－６	居宅療養管理指導	平成15年12月９日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目５－１	広江病院短期入所生活介護施設	米子市上後藤三丁目５－１	短期入所生活介護	〃

鳥取県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所の所在地、居宅介護事業所の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の２の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

１　居宅介護事業者

名　　称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96－２	社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96－２	平成15年６月１日

２　居宅介護支援事業者

名　　称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96－２	社会福祉法人用瀬町社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別府96－２	平成15年６月１日

鳥取県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成15年12月12日認可したので、同条第３項の規定により告示する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

鳥取県告示第763号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第４項の規定により告示する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福部村	平成12年度から平成15年度まで	福部村（大字海士の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美郡福部村大字海士の一部	平成15年12月19日

鳥取県告示第764号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

１　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町豊栄字陽山1357の16、1357の62

２　保安林として指定された目的

水源のかん養

３　変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会を次のように開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第２条第１項の規定により公告する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

１　日　時　平成16年１月16日（金）午後３時から

２　場　所　東伯郡三朝町大字片柴913－２　三徳センター

３　案　件　次の表に掲げる鳥獣保護区特別保護地区の指定

名　称	位　置
三徳山鳥獣保護区特別保護地区	三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭1010、1011－１及び1011－２の区域（文殊堂、地蔵堂、鐘楼、納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）

調　達　公　告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

1　工事の概要

（1）　工 事 名　県立皆生小児療育センター改築工事（第一期１工区建築）

（2）　工事場所　米子市上福原七丁目

（3）　工事内容

ア　本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、肢体不自由児施設県立皆生小児療育センターの外来部門、訓練部門等の施設の改築工事を行うものである。

イ　本件工事は、別途発注予定の県立皆生小児療育センター改築工事（第一期２工区建築）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期電気設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期空調設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期衛生設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（昇降機設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期外構）及び県立皆生小児療育センター改築工事（第一期植栽）と協調を図り実施する必要がある。

（4）　工事の構造及び規模

ア	外来診療・訓練・管理部門棟	鉄筋コンクリート造２階建 延べ面積　3,338.27㎡
イ	電気・機械室棟	鉄骨造平屋建 延べ面積　258.00㎡
ウ	医療廃棄物倉庫	コンクリートブロック造平屋建 延べ面積　11.29㎡
エ	駐輪場	木造平屋建 延べ面積　4.86㎡

（5）　工　　期　平成16年３月から平成17年３月15日まで

（6）　予定価格　745,792,950円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2　技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）　共同企業体に関する条件

ア　共同企業体が、２名により自主的に結成されたものであること。

イ　各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ　各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

（2）　共同企業体の構成員共通の資格

ア　県内に本店を有する者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）

のうち、一般建築工事のＡ級に係るものを有すること。

エ　平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ　平成15年４月１日（火）から平成16年１月７日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ　本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

（３）　共同企業体の代表者の資格

ア　建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ　入札参加資格告示４による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が1,080点以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　平成６年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造で１棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

（イ）　建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第１項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

（ウ）　建築工事業について、建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（４）　共同企業体の代表者以外の者の資格

ア　建築工事業について、建設業法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　主任技術者にあっては、建築士法第４条第１項の規定による一級建築士に係る免許若しくは同条第２項の規定による二級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第１項の規定により実施される１級若しくは２級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

（イ）　監理技術者にあっては、建築士法第４条第１項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の建築施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、建築工事業について建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

３　技術資料等の作成及び提出

（１）　技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間にインターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間及び時間

　平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成15年12月29日から平成16年１月３日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　交付場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎２階）

（２）　技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア　提出期間及び時間

(１)のアに同じ。

イ　提出場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係

ウ　提出方法

持参すること。

（３）　技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

４　その他

（１）　関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857－26－7015）とする。

（２）　技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

（３）　技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

（４）　工事内容に関する説明会は、行わない。

（５）　提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（６）　本件工事の落札者は、１の(６)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（７）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第８条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の３以上の額とするとともに、同規則第60条第１項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の２以下の額とする。

（８）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、２の(３)のウに掲げる監理技術者又は２の(４)のイに掲げる主任技術者若しくは監理技術者に加え、２の(３)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は２の(３)のウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を１名専任で配置することを求める。この場合において、これらの者が、共同企業体のどの構成員に属するものであるかについては問わない。

（９）　本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

1　工事の概要
（1）　工 事 名　県立皆生小児療育センター改築工事（第一期２工区建築）
（2）　工事場所　米子市上福原七丁目
（3）　工事内容
ア　本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、肢体不自由児施設県立皆生小児療育センターの通園部門、肢体入所部門等の施設の改築工事を行うものである。
イ　本件工事は、別途発注予定の県立皆生小児療育センター改築工事（第一期１工区建築）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期電気設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期空調設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期衛生設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（昇降機設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期外構）及び県立皆生小児療育センター改築工事（第一期植栽）と協調を図り実施する必要がある。
（4）　工事の構造及び規模
鉄筋コンクリート造平屋建
延べ面積　3,499.44㎡
（5）　工　　期　平成16年３月から平成17年３月15日まで
（6）　予定価格　776,910,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
2　技術資料等の提出ができる者
技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
（1）　共同企業体に関する条件
ア　共同企業体が、２名により自主的に結成されたものであること。
イ　各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
ウ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
エ　各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
（2）　共同企業体の構成員共通の資格
ア　県内に本店を有する者であること。
イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
ウ　平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般建築工事のＡ級に係るものを有すること。
エ　平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
オ　平成15年４月１日（火）から平成16年１月７日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
カ　本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
（3）　共同企業体の代表者の資格
ア　建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
イ　入札参加資格告示４による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が1,080点以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア)　平成６年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造で１棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ)　建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第１項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ)　建築工事業について、建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(４)　共同企業体の代表者以外の者の資格

ア　建築工事業について、建設業法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア)　主任技術者にあっては、建築士法第４条第１項の規定による一級建築士に係る免許若しくは同条第２項の規定による二級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第１項の規定により実施される１級若しくは２級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ)　監理技術者にあっては、建築士法第４条第１項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の建築施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、建築工事業について建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

３　技術資料等の作成及び提出

(１)　技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間にインターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間及び時間

平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成15年12月29日から平成16年１月３日までの日（休日を除く）を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　交付場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎２階）

(２)　技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア　提出期間及び時間

(１)のアに同じ。

イ　提出場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係

ウ　提出方法

持参すること。

（３）　技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

４　その他

（１）　関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857－26－7015）とする。

（２）　技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

（３）　技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

（４）　工事内容に関する説明会は、行わない。

（５）　提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（６）　本件工事の落札者は、１の(６)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（７）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第８条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の３以上の額とするとともに、同規則第60条第１項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の２以下の額とする。

（８）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、２の(３)のウに掲げる監理技術者又は２の(４)のイに掲げる主任技術者若しくは監理技術者に加え、２の(３)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は２の(３)のウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を１名専任で配置することを求める。この場合において、これらの者が、共同企業体のどの構成員に属するものであるかについては問わない。

（９）　本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

１　工事の概要

（１）　工 事 名　県立皆生小児療育センター改築工事（第一期電気設備）

（２）　工事場所　米子市上福原七丁目

（３）　工事内容

ア　本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、肢体不自由児施設県立皆生小児療育センターの改築工事のうち電気設備に係るものを行うものである。

イ　本件工事は、別途発注予定の県立皆生小児療育センター改築工事（第一期１工区建築）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期２工区建築）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期空調設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期衛生設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（昇降機設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期外構）及び県立皆生小児療育センター改築工事（第一期植栽）と協調を図り実施する必要がある。

（４）　工事の概要

ア　電灯及び動力設備

イ　受変電設備、発電設備及び静止形電源設備

ウ　通信情報設備（構内交換設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、呼出設備、テレビ共同受信設備及び火災報知設備）

（5）　工事の対象となる建築物

ア	県立皆生小児療育センター棟	第一期工事部分			
		鉄筋コンクリート造	2階建	延べ面積	6,837.71㎡
イ	電気・機械室棟	鉄骨造	平屋建	延べ面積	258.00㎡
ウ	医療廃棄物倉庫	コンクリートブロック造	平屋建	延べ面積	11.29㎡
エ	駐輪場	木造	平屋建	延べ面積	4.86㎡

（6）　工　　期　　平成16年3月から平成17年3月15日まで

（7）　予定価格　　417,909,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2　技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）　共同企業体に関する条件

ア　共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ　各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ　各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

（2）　共同企業体の構成員共通の資格

ア　県内に本店を有する者又は県外に本店を有する者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

（ア）　平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、電気工事に係るものを有すること。

（イ）　県内に支店を有し、当該支店に常時勤務する技術職員が20名以上いること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ　平成15年12月19日（金）から平成16年1月7日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ　平成15年4月1日（火）から平成16年1月7日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ　本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

（3）　共同企業体の代表者の資格

ア　電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ　県内に本店を有する者にあっては、入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された電気工事における総合点数が980点以上であること。

ウ　県外に本店を有する者にあっては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年1月7日）までの間にあるものに限る。）の結果における電気工事の総合評点が860点以上であること。

エ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　平成６年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している１棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の新築の建築物の電気設備工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

（イ）　建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

（ウ）　電気工事業について、建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（４）　共同企業体の代表者以外の者の資格

ア　電気工事業について、建設業法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ　県内に本店を有する者で、入札参加資格のうち、電気工事のＡ級に係るものを有すること。

ウ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　主任技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級又は２級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

（イ）　監理技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、電気工事業について同法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

３　技術資料等の作成及び提出

（１）　技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間にインターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間及び時間

平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成15年12月29日から平成16年１月３日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　交付場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎２階）

（２）　技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア　提出期間及び時間

（１）のアに同じ。

イ　提出場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係

ウ　提出方法

持参すること。

（３）　技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4　その他

（1）　関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857－26－7015）とする。

（2）　技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

（3）　技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

（4）　工事内容に関する説明会は、行わない。

（5）　提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（6）　本件工事の落札者は、１の(７)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（7）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第８条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の３以上の額とするとともに、同規則第60条第１項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の２以下の額とする。

（8）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、２の(３)のエに掲げる監理技術者又は２の(４)のウに掲げる主任技術者若しくは監理技術者に加え、２の(３)のエの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は２の(３)のエの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を１名専任で配置することを求める。この場合において、これらの者が、共同企業体のどの構成員に属するものであるかについては問わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

1　工事の概要

（1）　工 事 名　県立皆生小児療育センター改築工事（第一期空調設備）

（2）　工事場所　米子市上福原七丁目

（3）　工事内容

ア　本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、肢体不自由児施設県立皆生小児療育センターの改築工事のうち空調設備に係るものを行うものである。

イ　本件工事は、別途発注予定の県立皆生小児療育センター改築工事（第一期１工区建築）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期２工区建築）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期電気設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期衛生設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（昇降機設備）、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期外構）及び県立皆生小児療育センター改築工事（第一期植栽）と協調を図り実施する必要がある。

（4）　工事の概要

ア　空気調和設備

イ　換気設備

ウ　自動制御設備

（5）　工事の対象となる建築物

ア　県立皆生小児療育センター棟　第一期工事部分

鉄筋コンクリート造　2階建　延べ面積　6,837.71㎡
イ　電気・機械室棟　鉄骨造　平屋建　延べ面積　258.00㎡

（6）　工　　期　平成16年3月から平成17年3月15日まで

（7）　予定価格　359,633,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2　技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）　共同企業体に関する条件

ア　共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ　各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ　各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

（2）　共同企業体の構成員共通の資格

ア　県内に本店を有する者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ　平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、管工事のA級に係るものを有すること。

エ　平成15年12月19日（金）から平成16年1月7日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ　平成15年4月1日（火）から平成16年1月7日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ　本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

（3）　共同企業体の代表者の資格

ア　管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ　入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された管工事における総合点数が1,000点以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　平成6年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の新築の建築物の空調設備工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

（イ）　建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

（ウ）　管工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（4）　共同企業体の代表者以外の者の資格

ア　管工事業について、建設業法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア)　主任技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級又は２級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ)　監理技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、管工事業について同法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

３　技術資料等の作成及び提出

(１)　技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間にインターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間及び時間

平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成15年12月29日から平成16年１月３日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　交付場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎２階）

(２)　技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア　提出期間及び時間

(１)のアに同じ。

イ　提出場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係

ウ　提出方法

持参すること。

(３)　技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

４　その他

(１)　関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857−26−7015）とする。

(２)　技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(３)　技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(４)　工事内容に関する説明会は、行わない。

(５)　提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(６)　本件工事の落札者は、１の(７)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(７)　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥

取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第８条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の３以上の額とするとともに、同規則第60条第１項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の２以下の額とする。

（８）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、２の(３)のウに掲げる監理技術者又は２の(４)のイに掲げる主任技術者若しくは監理技術者に加え、２の(３)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は２の(３)のウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を１名専任で配置することを求める。この場合において、これらの者が、共同企業体のどの構成員に属するものであるかについては問わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月19日

鳥取県知事　片　山　善　博

1　工事の概要

（１）　工 事 名　県立皆生小児療育センター改築工事（第一期衛生設備）

（２）　工事場所　米子市上福原七丁目

（３）　工事内容

ア　本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、肢体不自由児施設県立皆生小児療育センターの施設の改築工事のうち衛生設備に係るものを行うものである。

イ　本件工事は、別途発注予定の県立皆生小児療育センター改築工事（第一期１工区建築)、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期２工区建築)、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期電気設備)、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期空調設備)、県立皆生小児療育センター改築工事（昇降機設備)、県立皆生小児療育センター改築工事（第一期外構）及び県立皆生小児療育センター改築工事（第一期植栽）と協調を図り実施する必要がある。

（４）　工事の概要

ア　給排水衛生器具設備

イ　消火設備

ウ　医療ガス設備

（５）　工事の対象となる建築物

ア	県立皆生小児療育センター棟	第一期工事部分			
		鉄筋コンクリート造	２階建	延べ面積	6,837.71㎡
イ	電気・機械室棟	鉄骨造	平屋建	延べ面積	258.00㎡
ウ	医療廃棄物倉庫	コンクリートブロック造	平屋建	延べ面積	11.29㎡

（６）　工　　期　平成16年３月から平成17年３月15日まで

（７）　予定価格　228,536,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2　技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）　共同企業体に関する条件

ア　共同企業体が、２名により自主的に結成されたものであること。

イ　各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ　構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ　各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

（２）　共同企業体の構成員共通の資格

ア　県内に本店を有する者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、管工事のＡ級に係るものを有すること。

エ　平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ　平成15年４月１日（火）から平成16年１月７日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ　本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

（３）　共同企業体の代表者の資格

ア　管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ　入札参加資格告示４による資格決定通知書に記載された管工事における総合点数が1,000点以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　平成６年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している１棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の新築の建築物の衛生設備工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

（イ）　建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

（ウ）　管工事業について、建設業法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（４）　共同企業体の代表者以外の者の資格

ア　管工事業について、建設業法第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

（ア）　主任技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級又は２級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

（イ）　監理技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の管工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、管工事業について同法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

３　技術資料等の作成及び提出

（１）　技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの間にインターネット

のホームページ（http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間及び時間

平成15年12月19日（金）から平成16年１月７日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成15年12月29日から平成16年１月３日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　交付場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎２階）

（２）　技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア　提出期間及び時間

(１)のアに同じ。

イ　提出場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県総務部管財課管理係

ウ　提出方法

持参すること。

（３）　技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

４　その他

（１）　関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857－26－7015）とする。

（２）　技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

（３）　技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

（４）　工事内容に関する説明会は、行わない。

（５）　提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（６）　本件工事の落札者は、１の(７)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（７）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第８条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の３以上の額とするとともに、同規則第60条第１項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の２以下の額とする。

（８）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、２の(３)のウに掲げる監理技術者又は２の(４)のイに掲げる主任技術者若しくは監理技術者に加え、２の(３)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は２の(３)のウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を１名専任で配置することを求める。この場合において、これらの者が、共同企業体のどの構成員に属するものであるかについては問わない。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目220　　　鳥　取　県　　　【定価１部１か月2,200円（送料を含む。）】
（URL:http://www.pref.tottori.jp）

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています